

令和2年4月1日

# 助成制度を改正します！

～ 修理をお考えの方はお早めにご相談ください～



## 申請の受付時期が変わります

これまでは、補助金の申請を随時受け付け、年度の予算額に達した場合は、その年度の受け付けを終了させていただいていました。

今後は、毎年4月を事前相談書の受付期間とし、その期間に受け付けたものを審査して、交付額を内定することになります。

ご相談はいつでも受け付けておりますのでお気軽にご連絡ください。

予算額を上回る申請があった場合には、すこしでも多くの修理に補助金を交付するため、補助金額を一定低減することがあります。

## 補助金限度額を見直します

町家などを所有する個人に補助金が行き渡るようにするため、所有者が一定の規模を有する企業\*の場合について、補助金限度額を見直します。補助金の額は、従来通り、補助対象事業に要した額の3分の1以内とし、以下を限度額とします。

区分	改正前の 限度額	改正後の限度額	
		一定の規模を 有する企業以外	一定の規模を 有する企業
認定された建物や庭園で 公開するもの	500万円	500万円	400万円
認定された建物や庭園で 公開しないもの	300万円	300万円	240万円
選定された建物や庭園で 公開するもの	100万円	100万円	80万円

\*一定の規模を有する企業とは、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない企業をいいます。

これからも“京都を彩る建物や庭園”助成制度を御利用ください。

本事業は令和2年度予算に基づくものです。今後の予算編成の状況によっては、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れ等が生じる場合がありますのであらかじめご了承ください。

この事業には宿泊税が活用されます。

【問い合わせ先】京都市 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課

☎ 075-366-1498 ☑☑☑ <http://kyoto-irodoru.com> メールアドレス : [bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp](mailto:bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp)